

政務活動費会計帳簿

会派名 無所属の会

【令和2年12月分】

日	摘 要	収入額	支出額	残 額	内 訳 (使 途 項 目 別)										領収書 番号	備考		
					調査研究費	研修費	広報広報費	要請陳情等 活 動 費	会議費	資料作成費	資料購入費	事務所費	事務費	人件費			その他	
15	高速道路通行料 (12月分)		3,100	△ 3,100	3,100												1	
22	月間 愛農 2021年1月～ 12月まで年間購読料		6,600	△ 9,700						6,600							2	
27	会派控室専用パソコン購入		237,000	△ 246,700									237,000				3	
	月 計	0	246,700	△ 246,700	3,100	0	0	0	0	0	6,600	0	237,000	0	0	0	0	

整理番号 /

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

ご利用ありがとうございます。 利用証明書  料金所(自) 九重 料金所(至) 大分 20年12月15日 8時34分	ご利用ありがとうございます。 利用証明書  料金所(自) 大分 料金所(至) 九重 20年12月15日 12時21分
通行料金 ¥1,550- (ETCクレジット) 車種 1 取扱番号 A46012-154107-642534 (確)	通行料金 ¥1,550- (ETCクレジット) 車種 1 取扱番号 A46012-154107-643433 (確)
※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。	※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。

事業名、使途及び内容等

12/5 自治体議員意見交換会 大分市 128km

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の支出額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

整理番号	2
------	---

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 証

小川 克巳

様 No. _____

¥6,600-

但 手紙代

入金日 2020年 12月 22日 上記正に領収いたしました

収 入 印 紙	内訳
	税抜金額
	消費税額等 (%)

この用紙は森林保全に配慮したFSC®認証/パルプを使用しています。

〒518-0221 三重県伊賀市別府690-1
 公益社団法人全国愛農会
 TEL 0595-52-0108 FAX 0595-52-0109



--

事業名、用途及び内容等

月刊 愛農 (2021年1月~12月まで)
 年間購読料

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の支出額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

整理番号 3

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領収証

小川 友子 様 No. _____

金額	9	2	3	7	0	0	0	-
----	---	---	---	---	---	---	---	---

但 平成25年11月27日 上記正に領収いたしました

内 訳

現金

小切手 /

手形 /

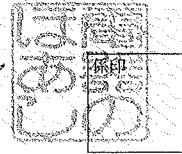
消費税額等 (%)

コケヨ ウケ-370

大分県玖珠郡九重町大字野上1845

TEL 0973-77-6911 FAX 77-6160

電 器 の ほ あ し
帆 足 忍



事業名、使途及び内容等

会派控室専用パソコン購入

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の支出額 (円)

一部のみ打切り充当した場合


政務活動費の支出額 (円)

令和2年12月15日

大分県議会議長 殿

令和2年度 政務活動使用車両に関する届出書

会派名 無所属の会

議員名 小川克己 

政務活動に使用する車両として、下記のとおり届け出します。

	車名	自動車登録番号	車台番号	初度登録年月	車検満了日	推定燃費 (km)
1				平成25年4月	令和4年4月23日	16km
2						
3						

(政務活動補助職員用)

1						
---	--	--	--	--	--	--

- 毎年度4月1日現在で作成すること。
- 年度中途に車両を新規登録、移転登録又は抹消登録を行い、届け出車両に異動があった場合は、その都度、変更後の内容で届け出すること。
なお、移転登録や抹消登録により、届出車両を使用しなくなった場合は、使用しなくなった月までで自動車交通費に係る精算手続が必要となるので留意すること。
- 「推定燃費」欄には、当該車両のガソリン10当たりの概ねの走行距離(km)を記載すること。

整理番号

/

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 証

小川 克己 様

2021年 1 月 30 日

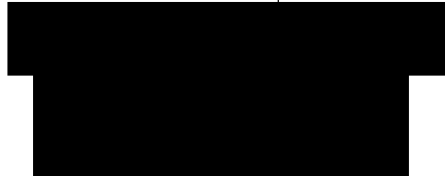
★	50,000
---	--------

但 家賃として
上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)



コクヨ ウケ-1048

2月分

事業名、使途及び内容等

事務所賃借料 (2月分)

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

貸借契約書(事務所)

貸貸人 XXXXXXXXXX 殿

賃借人 小川 克己 殿



株式会社 奥九州開発

賃貸借契約書(事務所)

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と借主 小川 克己 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	階 号室 区画番号()		
	所在地	(住居表示)大分県玖珠郡玖珠町大字塚脇457-13 (登記簿)		
	構 造	木造 鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他()/瓦葺・スレート葺・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他()/(1)階建/全(1)戸		
	種 類	事務所	新築年 月	年 月
	面 積	24㎡		
附 属 施 設				

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

小川克己事務所

頭書(3) 契約期間

令和3年 2月 1日 から	令和5年 4月 30日まで (2年2ヶ月)
目的物件の引渡し時期	令和3年 2月 1日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 50,000 円 (別途消費税相当額 円)	管理・ 共益費	月額 円 (別途消費税相当額 円)
家財保険 料	円	敷 金	円 (賃料 カ月分)
附 属 施設料	月額 円 (別途消費税相当額 円)	保証金	円 (賃料 カ月分)
償 却			
その他の条件			
貸与する鍵	鍵No. 本 数	2本	本 本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月前月25日まで	
賃 料 等 の 支 払 方 法	<input type="checkbox"/> 振 込		
	<input checked="" type="checkbox"/> 持 参	持 参 先	XXXXXXXXXX
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委 託 会 社 名	

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)	
	(自宅)TEL	
	(勤務先)TEL	(会社名・部署名)
	(携帯)TEL	

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	
	住所	

管理業者	商号又は名称	
所在地	TEL	
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣()第 号	
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載	
管理担当者	氏名 (賃貸不動産経営管理士:登録番号) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載	

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	
	住所	

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	<input type="checkbox"/> 連帯保証人	氏名	
		住所	
		極度額	円
	<input type="checkbox"/> 家賃債務保証業者の提供する保証	家賃債務保証業者名	
		主たる事務所の所在地	
		家賃債務保証業者登録番号	国土交通大臣()第 号

頭書(8) 更新に関する事項

本契約は、

頭書(9) 特約事項

<p>1. 当地方は寒冷地の為、水道管等の凍結・破裂に十分気を付ける事。 ※凍結破損の修理費は借主様負担となります。</p> <p>2. 本契約では、敷金及び連帯保証人は必要とはいたしません。</p>
--

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年 1月 25日

甲・貸主	氏名 小川 克己	TEL
	住所	
乙・借主	氏名	TEL
	住所	
丙 連帯保証人	氏名	TEL
	住所	
	極度額	円

	A		B	
宅 地 建 物 取 引 業 者	主たる事務所 所在地・TEL	大分県玖珠郡玖珠町大字帆足2734 ☎ 0973-72-1662	主たる事務所 所在地・TEL	
	商号又は名称	(有) 奥九州開発	商号又は名称	
	代表者の氏名	代表取締役 大垣 敬	代表者の氏名	Ⓜ
	免許証番号	大分 大臣知事 (8)第1965号	免許証番号	大臣知事 ()第 号
	免許年月日	平成30年 6月 23日	免許年月日	年 月 日
宅 地 建 物 取 引 士	氏 名		氏 名	Ⓜ
	登 録 番 号	(大分) 第 号	登 録 番 号	() 第 号
	業務に従事する 事務所名	(有) 奥九州開発	業務に従事する 事務所名	
	事務所所在地 TEL	大分県玖珠郡玖珠町大字帆足2734 0973-72-1662	事務所所在地 TEL	

※印は実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

契 約 条 項

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の事業に供することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、頭書(8)の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合

二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合

三 近傍同種の建物の賃料に比較し、賃料が不相当となった場合

3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割計算した額とする。

4 賃料に賦課される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(共益費)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。

2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

4 共益費に賦課される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

3 乙は、第2条第1項に定める契約期間中、乙の負担で、乙の什器備品等に対する火災保険(借家人賠償責任保険)に加入するものとする。

(敷金)

第6条(A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

2 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって当該債務の弁済に充てることできない。

3 賃料が増額された場合、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、敷金に補填するものとする。

4 甲は、明渡しまでに生じた本契約から生じる乙の一切の債務を敷金から控除しなお残額がある場合

には、本物件の明渡し後、遅滞なく、その残額を乙に返還しなければならない。

- 5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(保証金)

第6条(B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金を甲に交付するものとする。

- 2 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、保証金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって当該債務の弁済に充てることができない。
- 3 賃料が増額された場合、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、保証金に補填するものとする。
- 4 甲は、保証金から頭書(4)に記載する償却分を差し引き、さらに明渡しまでに生じた本契約上の乙の一切の債務を控除しなお残額がある場合には、本物件の明渡し後、遅滞なく、その残額を乙に返還しなければならない。
- 5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(反社会的勢力ではないことの確約)

第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- 一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと
- 二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと
- 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
- 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- 2 乙は、甲の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

(特殊詐欺等の根絶に関する賃貸借契約条項)

第1条 借主(乙)は、貸主(甲)に対し、本物件を特殊詐欺等(大分県特殊詐欺等被害防止条例第2条に規定する特殊詐欺等をいう。)の用に供するものではないことを誓約し、かつ将来にわたっても特殊詐欺等の用に供しないことを確約する。

第2条 乙は、本物件を特殊詐欺等の用に供してはならない。

第3条 甲は本物件が特殊詐欺等の用に供されることが判明した場合、乙に催告することなく、本契約を解除することができる。

2 甲が前項の規定により、本契約を解除した場合には、乙に損害が生じても甲は何らこれを賠償しないし補償することは要せず、またかかる解除により甲に損害が生じた場合は、乙はその損害を賠償しなければならない。

(禁止又は制限される行為)

第8条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。

- 2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は

本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。

- 3 乙は甲の書面による承諾を得ることなく頭書(2)に記載する事業内容を変更してはならない。
- 4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料のヶ月分に相当する承諾料を支払うものとする。
- 5 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。
- 6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。
- 7 乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為及びこれらに準じる近隣に迷惑をかける一切の行為を行ってはならない。
 - 一 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること
 - 二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること
 - 三 騒音等の迷惑行為を行うこと
 - 四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき反社会的勢力に担保の用に供すること
 - 五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
 - 六 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること
 - 七 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
- 8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
 - 一 階段・廊下等共用部分への物品を置くこと
 - 二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

(乙の管理義務)

第9条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
- 3 乙は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件の管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。
- 4 契約締結と同時に甲は、乙に対し入室に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡の上、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
- 5 乙は、鍵の追加設置、交換、又は複製を甲の承諾なく行ってはならない。

(契約期間中の修繕)

- 第10条 甲は、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合の修繕に要する費用は、乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕については、乙が負担し、その他の修繕については甲が負担するものとする。
- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合に、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
 - 3 乙は、本物件内に破損箇所が生じたときは、甲にその旨を速やかに通知し修繕の必要について協議するものとする。その通知が遅れて甲に損害が生じたときは、乙は、これを賠償する。
 - 4 前項の規定による通知が行われた場合において、修繕の必要が認められるにもかかわらず、甲が正当な理由なく修繕を実施しないときは、乙は自ら修繕をすることができる。この場合の修繕に要する費用は、第1項に準ずるものとする。
 - 5 乙は、次の各号に掲げる修繕は、甲への通知及び承諾を要することなく、自らの負担において行う事ができる。
 - 一 電球、蛍光灯、ヒューズ、LED照明の取替え
 - 二 その他費用が軽微な修繕

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。

- 一 乙が賃料又は共益費の支払義務を2ヶ月以上怠ったとき
 - 二 乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕に要する費用の負担義務を怠ったとき
- 2 甲は、乙が第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されず当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙に第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする。
- 一 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき
 - 二 第8条(第7項第五号から第七号を除く)又は第9条の規定に違反したとき
 - 三 入室時に、乙又は連帯保証人について告げた事実と重大な虚偽があったことが判明したとき
 - 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき
 - 五 銀行取引の停止
 - 六 破産手続きの開始
 - 七 民事再生手続きの開始
 - 八 会社更生手続きの開始
 - 九 特別清算手続きの開始
- 3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
- 一 第7条の確約に反する事実が判明したとき
 - 二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき
- 4 甲は、乙が第7条第2項に規定する義務に違反した場合又は第8条第7項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

(乙からの解約)

第12条 乙は、甲に対して2ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から2ヶ月分の賃料又は賃料相当額を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して2ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

(一部滅失等による賃料の減額等)

第13条 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、それが乙の責めに帰すべき事由によらないときは甲及び乙は、その使用できなくなった部分の割合に応じて賃料減額の要否や程度、期間、賃料の減額に代替する方法その他必要な事項について協議するものとする。この場合において、賃料を減額するときは、その使用できなくなった部分の割合に応じるものとする。

- 2 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、残存する部分のみでは乙が賃借した目的を達することができないときは、乙は、本契約を解除することができる。

(契約の終了)

第14条 本契約は、本物件の全部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合には、これによって終了する。

(明渡し)

第15条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さな

なければならない。

- 2 乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあつては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
- 3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵を甲に返還し、複製した鍵は甲に引き渡さなければならない。
- 4 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(明渡し時の原状回復)

- 第16条 本物件の明渡し時において、乙は、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗及び本物件の経年劣化を除き、本物件を原状回復しなければならない。ただし、自然災害等乙の責めに帰することができない事由により生じたものについては、原状回復を要しない。
- 2 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去するものとする。

(立入り)

- 第17条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。
- 2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。
 - 3 解約申入れ後において、本契約が終了した後に本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
 - 4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

- 第18条 甲は次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。
- 一 賃料等支払い方法の変更
 - 二 頭書(6)に記載した管理業者の変更

(乙の通知義務)

- 第19条 乙又は連帯保証人は、各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。
- 一 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第8条第1項の定めに従うものとする
 - 二 長期に休業するとき
 - 三 連帯保証人の住所、氏名、緊急の連絡先その他の変更
 - 四 連帯保証人の死亡又は解散
 - 五 連帯保証人の破産開始決定等連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったとき

(延滞損害金)

- 第20条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日あたり)14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(乙の債務の担保)

- 第21条 本契約においては、頭書(7)に記載する方法により、乙の債務を担保する。

- 2 頭書(7)で「連帯保証人」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。
- 一 頭書(7)記載の連帯保証人(以下本項において「丙」という)は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。本契約が更新された場合においても、同様とする。
 - 二 前号の丙の負担は、頭書(7)及び記名押印欄に記載する極度額を限度とする。
 - 三 丙が負担する債務の元本は、次のいずれかに該当するときは、確定するものとする。
 - ア 甲が、丙の財産について、賃料その他の本契約により生じる乙の金銭の支払を目的とする債権についての強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき。ただし強制執行又は担保権の実行の手続の開始があったときに限る。
 - イ 丙が破産手続き開始決定を受けたとき
 - ウ 乙又は丙が死亡したとき
 - 三 前号に規定する場合又は丙が連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったときは、第19条の規定に基づき乙(前号ウの乙が死亡したときは乙の相続人)は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする。
 - 三 前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする。
 - 六 丙の請求があったときは、甲は、丙に対し、遅滞なく、賃料及び共益費等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない。
 - 七 乙は、本契約の締結に先立ち、丙に対し、次に掲げる事項に関する情報を提供したことを、甲に対し確約する。
 - ア 乙の財産及び収支の状況
 - イ 本契約から生じる乙の債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況
 - ウ 本契約から生じる乙の債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容
- 3 頭書(7)で「家賃債務保証業者の提供する保証」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。
- 一 頭書(7)記載の家賃債務保証業者が提供する保証の内容については別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない。
 - 二 乙が前号の手続きをとらない場合その他乙の責めに帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明け渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない。
 - 三 前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(3)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす。

(免責)

第22条 地震、火災、風水害等の災害、盗難等その他甲乙双方の責めに帰さない事由又は不可抗力と認められる事故(第14条の場合を含む。)、又は、甲若しくは乙の責めによらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責めを負わないものとする。

(協議)

第23条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第24条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第1審管轄裁判所とする。

(更新に関する事項及び特約事項)

第25条 前条までの規定以外の更新に関する事項及び特約事項については、頭書(8)又は(9)記載のとおりとする。

政務活動費 走行証明書 (自動車用)

日	目的	発	市町村・大字名			着	政務活動 走行距離	備考
			目的地1	目的地2	目的地3			
			自動車登録番号					
6	畜産振興意見交換会	自宅	玖珠家畜市場			自宅	7 km	
9	災害状況現地調査	自宅	九重町串野上			自宅	19 km	
11	家畜市場動向調査	自宅	玖珠家畜市場			自宅	4 km	
12	土地改良意見交換会 (現地被害調査)	自宅	日田西部振興局	日田市		自宅	72 km	
14	公営水道加入調査 (玖珠町)	自宅	玖珠町岩室			自宅	11 km	
14	災害地住民との意見交換会	自宅	九重町金山			自宅	4 km	
15	金山部落災害調査	自宅	西部振興局			自宅	5 km	
18	筋湯・湯坪災害調査	自宅	九重町筋湯	九重町湯坪		自宅	69 km	
22	唐杉地区治水ダム要望現地調査	自宅	玖珠町唐杉			自宅	10 km	
25	土地連・県 (災害ヶ所調査)	自宅	九重町内	玖珠町内		自宅	40 km	
26	災害対応陳情	自宅	県庁			自宅	128 km	
27	北山田地区要望現地調査	自宅	玖珠町北山田			自宅	26 km	
28	古後地区県道改修要望現地調査	自宅	玖珠町古後			自宅	48 km	
計							443 km	

上記のとおり相違ないことを証明します。

会派名 無所属の会

議員名

小川克己



領収書等の添付様式

整理番号

/

口座振替のご案内 (ドコモご利用分)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	振替日 (TRANSFER DAY)
080-7896-3237	2021年1月ご請求分	2021年2月1日(月)
振替金額 (TRANSFER AMOUNT OF MONEY)	5,814円	

前月ご請求金額	6,967円 (税込)
---------	-------------

ポイントのお知らせ

dポイントがたまる・つかえる街のお店やネットサイトはどんどん拡大中です。普段よく利用されているあのお店やあのサイトでも、dポイントがたまる・つかえるかもしれません。ぜひ「dポイントクラブサイト」で最新情報をご確認ください。

[NTTファイナンスからのお知らせ] -----
 *** NTTグループ各社ご請求金額 ***
 NTTドコモ分ご請求額 5,814円
 (合計) 5,814円
 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

[NTTドコモからのお知らせ] -----
 *** ドコモからのお知らせ ***
 ユニバーサルサービス制度の番号単価の改定に伴い、2021年1月ご利用分からユニバーサルサービス料を1電話番号当たり月額2円(税抜)から3円(税抜)に改定いたします。詳しくはドコモのホームページにてご確認ください。引き続きお客様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

NTTファイナンス株式会社 電話料金収納取扱
(2021年1月発行)

お客様電話番号等 080-7896-3237

ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME)
小川 克巳 様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account (2021年1月15日発行)

2020年12月ご請求分	(2021年1月4日振替)
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	6,967円
金融機関名 (BANK / POST OFFICE)	* * * * *
口座番号 (ACCOUNT)	* * *

印紙税申告納付につき
税務署承認済

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075
東京都港区港南1-2-70

※振替日に振替が出来なかった場合は延滞利率を加重させていただきます。
 ※口座振替をご利用の本お客様で、延滞日に振替できなかった場合は、遅滞として、ご請求月の翌日より毎月の延滞料金を発生いたします。なお、振替日が土曜・日曜・祝日の場合は、翌営業日に振替させていただきます。

社用コード 02325827-EG741751667#

103-02-01 200

¥5,814 10E 7191

事業名、用途及び内容等

080-7896-3237 (事務所固定)

12月分 (12/9 ~ 12/31) ¥5814 × $\frac{23}{31} = 4,313$

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

他
が
は
郵
箱

お
知
ら
せ

整理番号	2	領収書等の添付様式	
領収書その他の証拠書類の添付欄		領 収 証	
無所属の会 殿			
金 <u>1,411円</u>			
ただし、第14回 大分県議会政策勉強会負担金として			
上記金額を領収しました。			
令和3年2月25日			
大分県議会政策勉強会			
会計担当 田北 正宏			
事業名、用途及び内容等			
		第14回 大分県議会政策勉強会 1,411円	
あん分による充当の場合			
あん分の率 ()			
あん分による政務活動費の充当額 ()		円)	
一部のみ打切り充当した場合			
政務活動費充当額 ()		円)	

領収書等の添付様式

整理番号 3

領収書その他の証拠書類の添付欄

<p>ご利用ありがとうございます。</p> <h2>利用証明書</h2>  <p>料金所(自) 九重 料金所(至) 大分</p> <p>21年 2月26日 8時51分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥1,550- (ETCクレジット)</p> <p>車種 1</p> <p>取扱番号 A56102-261696-198933 (確)</p> <p><small>※通行料金は消費税10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small></p>	<p>ご利用ありがとうございます。</p> <h2>利用証明書</h2>  <p>料金所(自) 大分 料金所(至) 九重</p> <p>21年 2月26日 16時26分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥1,550- (ETCクレジット)</p> <p>車種 1</p> <p>取扱番号 A56102-261696-200531 (確)</p> <p><small>※通行料金は消費税10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small></p>
---	---

事業名、用途及び内容等

2月26日 議案説明会 3,100円

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

政務活動費 自動車燃料購入明細書

会派名 無所属の会

議員名 小川 克己



【令和3年2月分】

自動車登録番号



購入日	購入数量 (ℓ)	購入金額 (円)	購入先	領収書 番号
2月12日	22.88	2,974	(有) 森石油店 セルフ九重	1
2月24日	29.99	4,019	(有) 森石油店 セルフ九重	2
計	/	6,993	…①	/
当該月の初日の 走行メーター 距離数 (km)	126,636 km…②		当該月の末日の 走行メーター 距離数 (km)	128,207 km…③
当該月の 総走行距離 (km)	1,571 km…④ (③-②)		当該月の政務活動 走行距離 (km)	462 km…⑤
	按分率⑥ (⑤/④)	0.2940	燃料代相当額 (円) (①×⑥)	2,055 円 …⑦

政務活動費 自動車燃料購入明細書 (付表)

会派名 無所属の会

【令和3年2月分】

議員名 小川 克己



①

②

ENEOS

ENEOS

納品書(領収書)

2021年02月12日 05:39

クレジット利用
上 様 M
90-188-170-000000-2
BODYCARDフリー
車両番号 実車番
0004-00
レギュラー P-08
22.88L *
130円 ¥2,974
(内ガソリン税53.80円 ¥1,231)
合計 ¥2,974
(消費税10%対象 ¥2,974
内消費税等 ¥270)
プリカ支払 ¥2,974
引落前残高 ¥15,867
引落後残高 ¥12,893
プリカ会員No 1812130001493364
有効期限 2029/05/31

現金でお買上げの場合は領収書がえさそく頂きます

有限会社森石油店 セルフ九重
大分県玖珠郡九重町大字粟野
1265-1
TEL:0973-76-2379 SS-102720
レシートNo 7835-03 デーNo5870-5872
003 2021/02/12

納品書(領収書)

2021年02月24日 08:30

クレジット利用
上 様 M
90-188-170-000000-2
BODYCARDフリー
車両番号 実車番
0004-00
レギュラー P-02
29.99L *
(134円) ¥4,019
(内ガソリン税53.80円 ¥1,613)
合計 ¥4,019
(消費税10%対象 ¥4,019
内消費税等 ¥365)
プリカ支払 ¥4,019
引落前残高 ¥7,942
引落後残高 ¥3,923
プリカ会員No 1812130001493364
有効期限 2029/05/31

現金でお買上げの場合は領収書がえさそく頂きます

有限会社森石油店 セルフ九重
大分県玖珠郡九重町大字粟野
1265-1
TEL:0973-76-2379 SS-102720
レシートNo 7686-01 デーNo2395-2397
003 2021/02/24

※ ガソリン購入に係る領収書やクレジットカード明細書を使用する場合は、この様式に領収書等の写しを添付すること。

政務活動費 走行証明書 (自動車用)

【令和3年2月分】

日	目的	発	市町村・大字名			着	政務活動 走行距離	備考
			目的地1	目的地2	目的地3			
			自動車登録番号					
3	住民相談・意見交換	自宅	玖珠町塚脇			自宅	8 km	
4	葉タバコ生産者陳情聞き取り調査	自宅	玖珠町山下			自宅	30 km	
7	住民相談・意見交換	自宅	玖珠町塚脇			自宅	8 km	
8	土木事務所 (災害復旧調査)	自宅	日田西部振興局			自宅	64 km	
9	住民相談・意見交換	自宅	玖珠町塚脇			自宅	8 km	
10	住民相談・意見交換	自宅	玖珠町大隈			自宅	7 km	
11	玖珠家畜市場調査	自宅	玖珠町大隈			自宅	7 km	
13	住民相談・意見交換	自宅	玖珠町塚脇			自宅	8 km	
15	葉タバコ (乾燥機の件) 地元協議	自宅	玖珠町八幡山下			自宅	30 km	
16	住民相談・意見交換	自宅	玖珠町森			自宅	13 km	
19	南山田体育協会聞き取り調査	自宅	九重町南山田			自宅	8 km	
20	倉園地区地元要請会議 (意見交換)	自宅	玖珠町大隈			自宅	7 km	
22	土地改良区ブロック会議	自宅	玖珠町岩室			自宅	10 km	
23	地域環境整備活動調査	自宅	九重町南山田			自宅	16 km	
24	清田川地区災害現場視察	自宅	玖珠町北山田			自宅	26 km	
26	議案説明会	自宅	県庁			自宅	128 km	高速利用
27	飯田地区地元要望聞き取り調査	自宅	九重町飯田高原			自宅	75 km	
28	南山田災害調査	自宅	九重町南山田			自宅	9 km	
計							462 km	

上記のとおり相違ないことを証明します。

会派名 無所属の会

議員名

小川克己



領収書等の添付様式

整理番号 /

領収書

口座振替のご案内 (ドコモご利用分)

NTTファイナンス株式会社 振替口座

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	振替日 (TRANSFER DAY)
080-7896-3237	2021年 2月ご請求分	2021年 3月 1日(月)
振替金額 (TRANSFER AMOUNT OF MONEY)		5,998円

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) 080-7896-3237

ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME)
小川 亮巳 様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account. (2021年 2月13日発行)

前月ご請求金額	5,814円 (税込)
---------	-------------

2021年 1月ご請求分	(2021年 2月 1日振替)
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	5,814円
金融機関名 (BANK/POST OFFICE)	*****
口座番号 (ACCOUNT)	***

前
大
地
庫
庫

ポイントのお知らせ

dポイントがたまる・つかえる街のお店やネットサイトはどんどん拡大中です。普段よく利用されている街のお店やあのサイトでも、dポイントがたまる・つかえるかもしれません。ぜひ「dポイントクラブサイト」で最新情報をご確認ください。

印紙税申告納付につき芝
税務署承認済

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075
東京都港区港南1-2-70

[NTTファイナンスからのお知らせ]
*** NTTグループ各社ご請求金額 ***
NTTドコモ分ご請求額 5,998円
(合計) 5,998円
詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

[NTTドコモからのお知らせ]
*** ドコモからのお知らせ ***
ユニバーサルサービス制度の番号単位の改定に伴い、2021年1月ご利用分からユニバーサルサービス料を1電話番号当たり月額2円(税抜)から3円(税抜)に改定いたしました。詳しくはドコモのホームページにてご確認ください。引き続きお客様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

※振替日(振替)が変更された場合は振替額を調整させていただきます。振替日(振替)が変更された場合は、原則として、当該月の翌月15日までに振替額を調整させていただきます。なお、振替額が主部・印紙・税引のいずれも、翌振替日に調整させていただきます。

社用コード 02615218-EG741840118#

903-03-01-200

事業名、使途及び内容等

080-7896-3237 (事務所固定)

1月分(1/1~1/31) ¥5,998円

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

領収書等の添付様式

整理番号

2

領収書その他の証拠書類の添付欄

(D) 電気料金コンビニ専用振込領収証

お振込人 オガワ カツミ 様

(お客様番号) 50-500-000-12-3124278-31

(ご使用用途)

2月8日～2月24日

2月25日 (次回検針日) 3月26日

従量電灯B

(ご契約種別)

(ご契約容量) 30A

振込金額 2021年2月分 821円

うち消費税等相当額 74円

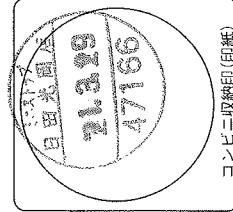
お支払期日 2021年3月29日

コンビニエンスストア等での
お取扱期限日

2021年4月8日

ご使用量 16 kWh

* 振込金額に加え、別途振込手数料が発生します。



コンビニ取締印(印紙)

取締印がないものおよび金額を訂正したものは無効です。

九州電力株式会社 日田 営業所
電話 050-6622-2002 (有料)
CVS取締店→お振込人

事業名、用途及び内容等

事務所 電気代 2月分 821円

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

領収書等の添付様式

整理番号

3

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 証

小川 克己 様

No. _____

金額

50000-

内 訳

現金 0

小切手 /

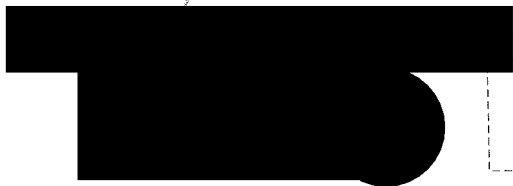
手形 /

消費税額等(%)

消費税額等(%)

但 家賃 4月分

2021年 3月29日 上記正に領収いたしました



収入印紙

登録番号

GR1820

事業名、使途及び内容等

事務室賃代料 4月分 50,000円

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 ()円

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ()円

整理番号 4

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

口座振替のご案内 (ドコモご利用分)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	振替日 (TRANSFER DAY)
080-7896-3237	2021年3月ご請求分	2021年3月31日(水)
振替金額 (TRANSFER AMOUNT OF MONEY)	5,998円	
前月ご請求金額	5,998円 (税込)	

NTTファイナンス株式会社 電話料金請求書 (口座振替)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) 080-7896-3237
 ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME) 小川 克巳 様
 下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
 The following amount was transferred from your account. (2021年3月14日発行)

2021年2月ご請求分 (2021年3月1日振替)	
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	5,998円
金融機関名 (BANK/POST OFFICE)	*****
口座番号 (ACCOUNT)	***

お知らせ

ポイントのお知らせ
 dポイントがたまる・つかえる街のお店やネットサイトはどんどん拡大中です。普段よく利用されているあのお店やあのサイトでも、dポイントがたまる・つかえるかもしれません。ぜひ「dポイントクラブサイト」で最新情報をご確認ください。

印紙税申告納付につき
 税務署承認済
 NTTファイナンス株式会社
 〒108-0075
 東京都港区港南1-2-70

【NTTファイナンスからのお知らせ】
 *** NTTグループ各社ご請求金額 ***
 NTTドコモ分ご請求額 5,998円
 (合計) 5,998円
 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

【NTTドコモからのお知らせ】
 *** ドコモからのお知らせ ***
 ユニバーサルサービス制度の番号単価の改定に伴い、2021年1月ご利用分からユニバーサルサービス料を1電話番号当たり月額2円(税抜)から3円(税抜)に改定いたしました。詳しくはドコモのホームページにてご確認ください。引き続きお客様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

振替日に振替が出来るかどうかは振替は振替期を過ぎさせていただきます場合があります。
 口座振替をご利用のお客様で、振替日に振替できなかった場合は、原則として、当該月の翌月15日に再度振替させていただきます。なお、振替日が1.8.・10.・12.月の場合は、翌振替日に振替させていただきます。

社用コード 02307530-EG741733470#

03-03-31 200 *5,998円 3E 5191

事業名、用途及び内容等

080-7896-3237(事務所固定)

2月分(2/1~2/28) ¥5,998円

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

政務活動費 自動車燃料購入明細書

会派名 無所属の会

議員名 小川 克己



【令和3年3月分】

自動車登録番号 XXXXXXXXXX

購入日	購入数量 (ℓ)	購入金額 (円)	購入先	領収書 番号
3月1日	23.33	3,080	(有) 森石油店 セルフ九重	1
3月9日	27.36	3,666	(有) 森石油店 セルフ九重	2
3月14日	25.9	3445	(有) 森石油店 セルフ九重	3
3月21日	32.22	4446	(有) 森石油店 セルフ九重	4
計		14,637	…①	
当該月の初日の 走行メーター 距離数 (km)	128,207 km…②		当該月の末日の 走行メーター 距離数 (km)	130,017 km…③
当該月の 総走行距離 (km)	1,810 km…④ (③-②)		当該月の政務活動 走行距離 (km)	96 km…⑤
	按分率⑥ (⑤/④)	0.0530	燃料代相当額 (円) (①×⑥)	775 円 …⑦

政務活動費 自動車燃料購入明細書 (付表)

会派名 無所属の会

議員名 小川 克己

【令和3年3月分】

ENEOS ENEOS ENEOS

納品書(領収書)

2021年03月01日 18:46

リフトプ利用
上 様 M
90-188-170-000000-2
BODYCARDフリー
車両番号 実車番
0004-00
レギュラー P-05
23.33L *
134円 ￥3,126
(単価値引 2円 -￥46)
値引後単価 (132円) ￥3,080
(内ガソリン税53.80円) ￥1,255
合計 ￥3,080
(消費税10%対象) ￥3,080
内消費税等 ￥280
プリカ支払 ￥3,080
引落前残高 ￥18,456
引落後残高 ￥15,376
プカ会員No 1812130001493364
有効期限 2029/05/31

現金でお買上げの場合は領収書がえさそく頂きます

有限会社森石油店 セルフ九重
大分県玖珠郡九重町大字粟野
1265-1
TEL:0973-76-2379 SS-102720
レシートNo 4068-02 デ-5No0555-0557
004 2021/03/01

納品書(領収書)

2021年03月09日 05:20

リフトプ利用
上 様 M
90-188-170-000000-2
BODYCARDフリー
車両番号 実車番
0004-00
レギュラー P-02
27.36L *
134円 ￥3,666
(内ガソリン税53.80円) ￥1,472
合計 ￥3,666
(消費税10%対象) ￥3,666
内消費税等 ￥333
プリカ支払 ￥3,666
引落前残高 ￥12,568
引落後残高 ￥8,902
プカ会員No 1812130001493364
有効期限 2029/05/31

現金でお買上げの場合は領収書がえさそく頂きます

有限会社森石油店 セルフ九重
大分県玖珠郡九重町大字粟野
1265-1
TEL:0973-76-2379 SS-102720
レシートNo 1162-01 デ-5No0398-0400
008 2021/03/09

納品書(領収書)

2021年03月14日 15:06

リフトプ利用
上 様 M
90-188-170-000000-2
BODYCARDフリー
車両番号 実車番
0004-00
レギュラー P-05
25.90L *
(133円) ￥3,445
(内ガソリン税53.80円) ￥1,393
合計 ￥3,445
(消費税10%対象) ￥3,445
内消費税等 ￥313
プリカ支払 ￥3,445
引落前残高 ￥8,459
引落後残高 ￥5,014
プカ会員No 1812130001493364
有効期限 2029/05/31

現金でお買上げの場合は領収書がえさそく頂きます

有限会社森石油店 セルフ九重
大分県玖珠郡九重町大字粟野
1265-1
TEL:0973-76-2379 SS-102720
レシートNo 4275-02 デ-5No7839-7841
005 2021/03/14

ENEOS

納品書(領収書)

2021年03月21日 13:29

リフトプ利用
上 様 M
90-188-170-000000-2
BODYCARDフリー
車両番号 実車番
0004-00
レギュラー P-08
32.22L *
138円 ￥4,446
(内ガソリン税53.80円) ￥1,733
合計 ￥4,446
(消費税10%対象) ￥4,446
内消費税等 ￥404
プリカ支払 ￥4,446
引落前残高 ￥4,014
引落後残高 ￥568
プカ会員No 1812130001493364
有効期限 2029/05/31

現金でお買上げの場合は領収書がえさそく頂きます

有限会社森石油店 セルフ九重
大分県玖珠郡九重町大字粟野
1265-1
TEL:0973-76-2379 SS-102720
レシートNo 1131-03 デ-5No7074-7076
006 2021/03/21

※ ガソリン購入に係る領収書やクレジットカード明細書を使用する場合は、この様式に領収書等の写しを添付すること。

政務活動費 走行証明書 (自動車用)

【令和3年3月分】

日	目的	発	市町村・大字名			着	政務活動 走行距離	備考
			目的地1	目的地2	目的地3			
			自動車登録番号					
6	地域スポーツ振興調査	自宅	玖珠町帆足			自宅	8 km	
7	下泊橋流失現場状況調査	自宅	玖珠町戸畑			自宅	21 km	
13	地域振興調査	自宅	玖珠町四日市			自宅	12 km	
14	住民相談・意見交換等調査	自宅	玖珠町塚脇			自宅	8 km	
20	松木川流域環境美化調査	自宅	九重町松木			自宅	25 km	
28	住民相談・意見交換等調査	自宅	玖珠町大隈			自宅	7 km	
29	玖珠土木事務所災害状況調査	自宅	玖珠町塚脇			自宅	10 km	
30	土地改良区調査	自宅	九重町恵良			自宅	5 km	
							km	
							km	
							km	
							km	
							km	
							km	
計							96 km	

上記のとおり相違ないことを証明します。

会派名 無所属の会

議員名

小川克己

印

政務活動費 年間走行明細・按分精算書 (タイヤ交換等運行経費用)

会派名 無所属の会

議員名 小川克己 ⑩

令和 2 年度

			自動車 登録番号		[REDACTED]		
	運行経費額①	概算計上②	総走行距離数③		政務活動 総距離数④	政務活動対象 運行経費⑤	精算 ⑤－②
4月							
5月							
6月							
7月							
8月							
9月							
10月							
11月							
12月							
1月							
2月	6,993	2,055	開始	126,636	km	462	
3月	14,637	775	終了	130,017	km	96	
合計	21,630	2,830		3,381	km	558	3,568
							738

2月走行距離開始	126,636
3月走行距離終了	130,017
年度走行距離	3,381

(政務活動に使用した割合)

$$\frac{\text{④} \cdots 558}{\text{③} \cdots 3,381} = 0.1650 \text{ ⑥}$$

(運行経費額のうち、政務活動費充当額)

$$\text{① } 21,630 \times \text{⑥ } 0.1650 = 3,568 \text{ ⑤}$$

(精算額)

$$\text{⑤ } 3,568 - \text{② } 2,830 = 738$$

*政務活動使用車両ごとに作成すること。